

広陵町体育施設使用料の  
見直し（案）について

[資料 1]

令和 4 年度第 1 回  
広陵町体育施設使用料適正化検討委員会



## 目 次

---

1	背景と目的	2
2	対象とする施設	3
	(1) 体育館の概要	3
	(2) テニスコートの概要	4
3	使用料算定の基本方針	4
	(1) 受益者負担の原則（公平化）	4
	(2) 使用料算定方法の明確化	5
	(3) 原価計算	5
4	改定後の体育施設の使用料	8
	(1) 体育館の使用料	8
	(2) 体育館（アリーナ）の緩和措置	9
	(3) 体育館の土日祝日と平日による料金格差	9
	(4) 体育館（アリーナ）の町民以外の利用者の取り扱い	9
	(5) 体育館（アリーナ）の使用料の減免（免除）基準の適正化	9
	(6) 体育館（アリーナ）の新たな負担軽減策	10
	(7) 体育館の使用申請の受付期間の変更	10
	(8) テニスコートの使用料	10
5	今後考慮すべき事項	10
	(1) 定期的な料金の見直し	10
	(2) 町民への周知	10
	(3) 施設管理・運営	10

## 1 背景と目的



本町におきまして、町民の皆さまそれぞれの目的やライフスタイルに合わせたスポーツを楽しむ機会や施設を快適に利用いただけるよう利便性の向上に努めているところです。

体育館の設置につきましては、広陵中央体育館、広陵東体育館、広陵西体育館、広陵北体育館、真美ヶ丘体育館の5つの体育館が設置されています。これらの体育館のうち、広陵中央体育館は大規模改修工事を実施済みですが、広陵東体育館、広陵西体育館及び広陵北体育館は築後40年以上が経過しているものの、大規模改修工事は未実施となっており、経年劣化が進んでいる箇所も見受けられる状況です。

テニスコートにつきましては、真美ヶ丘メモリアル広場テニスコート（以下「真美ヶ丘テニスコート」という。）、西谷近隣公園テニスコート（以下「西谷テニスコート」という。）、広陵東テニスコート（以下「東テニスコート」という。）、広陵運動公園テニスコート（以下「健民テニスコート」という。）の4コートが設置されています。

使用料については、体育館においては、平成15年以降約20年近く、更にテニスコートに至っては設置されて以来使用料の見直しが行われていないことから、使用料と維持管理経費の乖離が大きく、現在の使用料では維持管理経費の多くを公費で負担しなければ運営ができないのが現状となっています。

そうした中で、町内の体育施設の維持管理経費は、光熱水費や管理委託費などの物件費、施設修繕費が増加傾向にあり、老朽化による体育施設の大規模改修など、年々財政を圧迫することが予想されます。

これら必要とする経費は税金で賄うことになり、町民全体で負担することになります。このために、使用料の設定については、利用する人と利用しない人との均衡を考慮しつつ、負担の公平性を担保しなければなりません。

このことから、施設の利用者に対して、適正な使用料を設定する中で、受益者負担を求めていく必要があります。

一方、サービスを提供する本町においては、効率的な施設運営や事務改善を図りながらコスト削減と受益者負担の軽減に努めていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、持続可能な財政運営を確保していくため、広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を設置し、体育施設使用料の現状を検証し、使用料の見直しを行うものです。

▷令和3年度広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を5回開催しました。

委 嘱：8名

開催日：第1回令和3年10月20日 第2回令和3年11月24日

第3回令和3年12月22日 第4回令和4年1月27日

第5回令和4年2月25日

▷令和4年度広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を1回開催しました。

委 嘱：10名

開催日：第1回令和4年7月20日

## 2 対象とする施設

### (1) 体育館の概要



■施設名：広陵中央体育館

住 所：広陵町大字笠 3 5 0 番地 1

構 造：鉄筋コンクリート 耐震診断：有

建築年：昭和 5 5 年

アリーナ面積：1, 2 6 6 m<sup>2</sup>



■施設名：広陵東体育館

住 所：広陵町大字百済 1 8 0 1 番地 1

構 造：鉄筋コンクリート 耐震診断：有

建築年：昭和 5 4 年

アリーナ面積：5 8 8 m<sup>2</sup>



■施設名：広陵西体育館

住 所：広陵町馬見南 3 丁目 9 番 1 5 号

構 造：鉄筋コンクリート 耐震診断：有

建築年：昭和 5 5 年

アリーナ面積：5 8 8 m<sup>2</sup>



■施設名：広陵北体育館

住 所：広陵町大字大野 5 4 6 番地 1

構 造：鉄筋コンクリート 耐震診断：有

建築年：昭和 5 6 年

アリーナ面積：5 8 8 m<sup>2</sup>



■施設名：真美ヶ丘体育館

住 所：広陵町馬見北 5 丁目 1 3 番 1 8 号

構 造：鉄筋コンクリート 耐震診断：有

建築年：平成 4 年

アリーナ面積：5 8 8 m<sup>2</sup>

## (2) テニスコートの概要



### ■コート名：真美ヶ丘テニスコート

所在地：広陵町馬見中3丁目

種類：オムニ

面数：3面



### ■コート名：西谷テニスコート

所在地：広陵町馬見南2丁目

種類：クレー

面数：2面



### ■コート名：東テニスコート

所在地：広陵町大字百済

種類：オムニ

面数：1面



### ■コート名：健民テニスコート

所在地：広陵町大字百済

種類：クレー

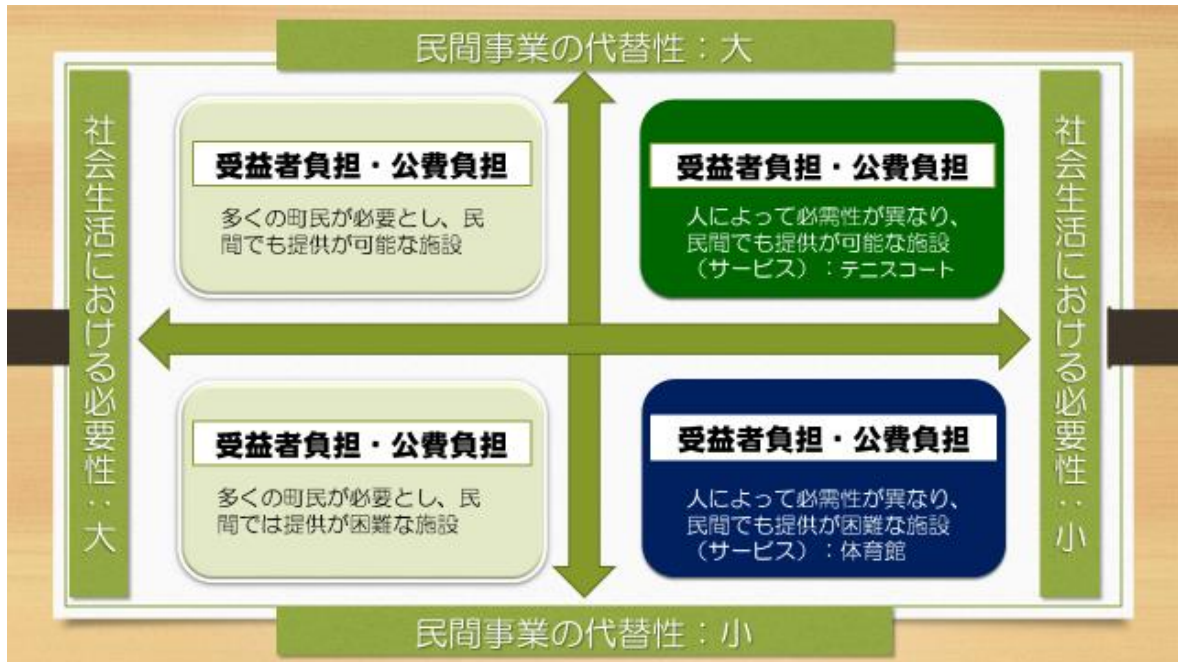
面数：2面

## 3 使用料算定の基本方針

### (1) 受益者負担の原則（公平性の担保）

施設などの維持管理経費に係る経費である使用料は、施設使用の対価として利用者（受益者）からの使用料によりその一部を補っています。使用料は、利用者（受益者）からすると当然安価であることが望まれますが、この場合、施設の維持管理などに必要な経費の多くを町で負担することになり、施設の利用者（受益者）と利用しない者で不均衡が生じることになります。

そこで、施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を担保するため、利用者に適正な相応分の負担を求めます。



## (2) 使用料算定方法の明確化

利用者に適正な相応分の負担を求めるには、町民に理解と納得が得られるように使用料の積算根拠を明確にし、「透明性」を確保します。

## (3) 原価計算

使用料の算定に当たり、まず、対象のサービスを提供するために係るコスト(=原価)を算出します。

### ■対象経費

原価計算の対象経費には、施設の取得・建設等に関する「イニシャルコスト」と、人件費、光熱水費、施設・設備の保守費や修繕費等の「ランニングコスト」があります。

### ▷原価の対象経費

区分	内容	負担	1時間当たりの原価
イニシャルコスト (施設の設置費用)	減価償却費 施設の建設費や大規模改修、 備品購入等に係る経費	公費負担	【参考】 約 2,403 円 (中央体育館)
ランニングコスト (維持管理経費)	施設使用に係る維持管理経費	利用者が負担	約 1,516 円 (中央体育館)
	施設が主催する講座・催しな どの費用	公費負担	

\*減価償却費については、地方自治法第225条の逐条解説には、「使用料は施設の維持管理経費又は減価償却費にあてるべき」とあることや、施設の老朽化による改修や大規模修繕や設備の更新、建替えに伴う経緯の増大を見据えた場合、減価償却費を含んだ全ての費用を原価とすることが適当である。しかし町民全体の財産の整備に係る部分で、全ての町民に利用の機会を提供する観点から公費負担すべきと考え、ランニングコストのみで算出。

公費負担となりますが参考に算定

■広陵中央体育館・広陵中央体育館格技場のインシヤルコスト（施設の設置費用）の減価償却費  
施設は、年数の経過とともに資産価値が減少していくため、世代間の負担の公平性の観点から、減少した資産を費用として算定。

施設名	取得価格	取得年月日	耐用年数
広陵中央体育館	397,772,720 円	昭和 55 年 3 月 31 日	47 年
広陵中央体育館格技場	55,955,260 円	昭和 55 年 3 月 31 日	47 年
合 計	453,727,980 円		

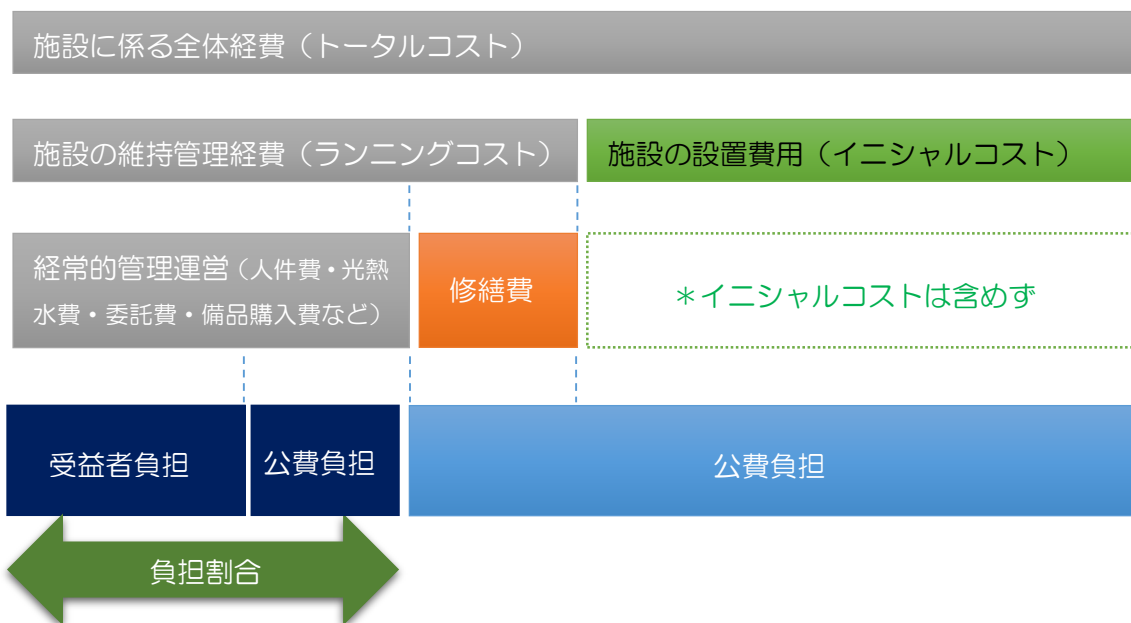
■減価償却費の計算

$$\begin{array}{l} 453,727,980 \text{ 円} \div 47 \text{ 年} = \text{約 } 9,653,786 \text{ 円} \\ \text{(取得価格)} \quad \quad \quad \text{(耐用年数)} \quad \quad \quad \text{(減価償却費)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{約 } 9,653,786 \text{ 円} \div 4,017 \text{ 時間} = \text{約 } 2,403 \text{ 円} \\ \text{(減価償却費)} \quad \quad \quad \text{(年間使用可能時間)} \end{array}$$

1 時間あたり  
の減価償却費

[比率はイメージ]



■体育館の原価【アリーナ】

▷体育館アリーナ使用の場合の原価計算

[設置状況] 体育館 5 館 [アリーナ面積合計] 3,618 m<sup>2</sup>  
内訳：広陵中央体育館 [1,266 m<sup>2</sup>] ・広陵東体育館 [588 m<sup>2</sup>]  
広陵西体育館 [588 m<sup>2</sup>] ・広陵北体育館 [588 m<sup>2</sup>] ・真美ヶ丘体育館 [588 m<sup>2</sup>]

・体育館アリーナを使用する場合について、1 m<sup>2</sup>・1 時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算。

－計算方法－

全体育館の年間維持管理経費 ÷ 全体育館のアリーナ面積 × 使用するアリーナ面積 ÷ 年間使用可能時間 = 【1 時間当たりの原価】

### 広陵中央体育館アリーナ

$$\frac{17,404,731 \text{ 円}}{\text{全体育館の年間維持管理経費}} \div \frac{3,618 \text{ m}^2}{\text{全体育館のアリーナ面積}} \times \frac{1,266 \text{ m}^2}{\text{中央体育館のアリーナ面積}} \div \frac{4,017 \text{ 時間}}{\text{中央体育館の年間使用可能時間}}$$

= 約 1,516 円

中央体育館の1時間当たりの原価

### 広陵東体育館・広陵西体育館・広陵北体育館・真美ヶ丘体育館

[4か所の体育館のアリーナ面積は全て同じです]

$$\frac{17,404,731 \text{ 円}}{\text{全体育館の年間維持管理経費}} \div \frac{3,618 \text{ m}^2}{\text{全体育館のアリーナ面積}} \times \frac{588 \text{ m}^2}{\text{各体育館のアリーナ面積}} \div \frac{4,641 \text{ 時間}}{\text{各体育館の年間使用可能時間}}$$

= 約 609 円

各体育館の1時間当たりの原価

## ■テニスコートの原価

### ▷テニスコート使用の場合の原価計算

[設置状況]

4か所：コート8面（オムニ4面・クレー4面）

内訳：真美ヶ丘テニスコート：オムニ3面 ・西谷テニスコート：クレー2面

東テニスコート：オムニ1面 ・健民テニスコート：クレー2面

[テニスコート1面当たりの面積]：260.76 m<sup>2</sup> [テニスコート合計面積]：2,086.08 m<sup>2</sup>

・テニスコートを使用する場合について、1 m<sup>2</sup>・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算。

#### ー計算方法ー

全テニスコートの年間維持管理経費 ÷ 全テニスコートの面積 × 使用するテニスコートの面積 ÷ 年間使用可能時間 = 【1時間当たりの原価】

### 真美ヶ丘テニスコート・西谷テニスコート・東テニスコート・健民テニスコート

[4か所のテニスコートの面積は全て同じです]

$$\frac{3,587,257 \text{ 円}}{\text{全テニスコートの年間維持管理経費}} \div \frac{2,086.08 \text{ m}^2}{\text{全テニスコートの面積}} \times \frac{260.76 \text{ m}^2}{\text{各テニスコート1面の面積}} \div \frac{3,132 \text{ 時間}}{\text{各テニスコート1面の年間使用可能時間}}$$

= 約 143 円

各テニスコート1面の1時間当たりの原価



## 4 改定後の体育施設使用料

### (1) 体育館の使用料

体育館の使用料については、約20年近く見直しが行われておらず、使用料と維持管理経費の乖離が大きく、現在の使用料では維持管理経費の多くを公費で負担しなければ運営ができないのが現状です。また、施設を利用する人としらない人との均衡を考慮しつつ、負担の公平性を担保する必要があります。

更に7市町（大和高田市・香芝市・葛城市・上牧町・王寺町・広陵町・河合町）による中和・西和広域連携による施設の共同利用が計画されており、他市町の使用料を比較しても本町の使用料はかなり低い設定となっていることから、その均衡について考慮する必要があります。

これらのことから、施設の利用者に対して、適正な使用料を設定し相応分の受益者負担を求めることとなります。

#### ▷広陵中央体育館

改定前	改定後
アリーナ 1時間につき200円 ▷広陵町立体育館照明施設使用料金表	アリーナ 1時間につき1,200円 ▷広陵町立体育館使用料金表
格技場 無料	格技場 1時間につき500円
卓球室 無料	卓球室 1時間につき1台200円
選手控室 無料	選手控室 無料（大会時以外貸出しない）
会議室 有料（時間帯により異なる） *貸出休止中	会議室 1時間につき200円
トレーニング 1回100円 ▷広陵町立体育館トレーニング室機器使用料金表	トレーニング 改定なし

#### ▷広陵東体育館

改定前	改定後
アリーナ 1時間につき100円 ▷広陵町立体育館照明施設使用料金表	アリーナ 1時間につき600円 ▷広陵町立体育館使用料金表
和室 無料	和室 改定なし

#### ▷広陵西体育館

改定前	改定後
アリーナ 1時間につき100円 ▷広陵町立体育館照明施設使用料金表	アリーナ 1時間につき600円 ▷広陵町立体育館使用料金表
和室 無料	和室 改定なし

#### ▷広陵北体育館

改定前	改定後
アリーナ 1時間につき100円 ▷広陵町立体育館照明施設使用料金表	アリーナ 1時間につき600円 ▷広陵町立体育館使用料金表
和室 無料	和室 改定なし

### ▷真美ヶ丘体育館

改定前	改定後
アリーナ 1時間につき100円 ▷広陵町立体育館照明施設使用料金表	アリーナ 1時間につき600円 ▷広陵町立体育館使用料金表
会議室 無料	会議室 1時間につき200円
和室 無料	和室 1時間につき150円

\*各体育館のアリーナの使用料について、現在、広陵町立体育館照明施設使用料金表に基づき徴収しておりましたが、改定後は、広陵町立体育館使用料金表に基づき適正に使用料を徴収します。

### ■ (2) 体育館 (アリーナ) の緩和措置

現行の使用料を大幅に上回ることになり、利用者にとって大きな負担となりますので、緩和措置期間（1年間）を設定します。ただし、使用料の減額適用を受ける場合は該当しません。

【対象施設】 広陵中央体育館・広陵東体育館・広陵西体育館・広陵北体育館・真美ヶ丘体育館のアリーナ

### ▷広陵中央体育館

改定前	改定後の使用料	改定年度の使用料 (緩和措置期間1年)	その後の使用料 (緩和措置期間終了後)
アリーナ 1時間につき200円	1,200円	800円	1,200円
		据え置き額400円	据え置き額 -

### ▷広陵東体育館・広陵西体育館・広陵北体育館・真美ヶ丘体育館

改定前	改定後の使用料	改定年度の使用料 (緩和措置期間1年)	その後の使用料 (緩和措置期間終了後)
アリーナ 1時間につき100円	600円	400円	600円
		据え置き額200円	据え置き額 -

### ■ (3) 体育館の土日祝日と平日による料金格差

土日祝日と平日については、開館日であれば時間外勤務による人件費などのコスト増は基本的に発生しないため、区分しておりません。

### ■ (4) 体育館 (アリーナ) の町民以外の利用者の取り扱い

町が提供するサービスの恩恵は、町民が優先して受けるべきであり、負担の公平性及び町民優遇の観点から、町外の団体が施設を利用する場合は、料金の2倍として町外割増料金を設定します。

### ■ (5) 体育館 (アリーナ) の使用料の減免 (免除) 基準の適正化

受益者負担の原則により、利用者から等しく負担を求めることが原則ですが、スポーツ振興や社会福祉などのために、負担を軽減する必要がある場合には、減免 (免除) 措置を講じてきました。しかしながら、これまでの減免 (免除) 適用の実態を見ると、明確な基準がなく適用範囲は広がる傾向にあります。負担の公平性を損なうことになるので、本来の公共施設の目的に沿った利用となるよう、適正化を行います。

名 称	改定前	改定後
広陵町スポーツ協会	無 料	有 料50%減額
広陵町総合型地域スポーツクラブ	無 料	有 料50%減額
町主催のスポーツ教室から移行した団体	無 料	有 料
*町内に住所を有する中学生以下の者	有 料50%減額	改定なし
*町内に住所を有する中学生以下の者が土曜日に使用	無 料	改定なし

\*教諭、保育教諭、保育士又は保護者が引率及び管理する場合。

## (6) 体育館(アリーナ)の新たな負担軽減策

- ・65歳以上の高齢者が半数以上所属している団体は、使用料を50%減額。
- ・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されている団体は、使用料を50%減額。

## (7) 体育館の使用申請の受付期間の変更

施設を使用する場合、使用する日の1か月前から使用日までに申請しなければならないところ、利用者の利便性の向上と施設の効率性を考慮し、使用する3か月前から受付可能とします。

## (8) テニスコートの使用料

### ▷真美ヶ丘テニスコート

改 定 前	改 定 後
1面1時間当たり 500円	改定なし

### ▷西谷テニスコート

改 定 前	改 定 後
1面1時間当たり 500円	改定なし

### ▷東テニスコート

改 定 前	改 定 後
1面1時間当たり 500円	改定なし

### ▷健民テニスコート

改 定 前	改 定 後
1面1時間当たり 500円	改定なし

議論を重ねた結果、今回料金改定は行わず現状維持との結論に達しました。

## 5 今後考慮すべき事項

### (1) 定期的な料金の見直し

自治体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化するため、ニーズや施設管理等に要する経費の変化等に配慮しながら、受益者負担の公平性を担保するため、常に検証を行い、定期的に使用料の検討を行い、必要に応じて使用料の改定を行うものとします。

## ■ (2) 町民への周知

---

使用料改定時には、対象となる施設の料金体系について、広報、ホームページ、施設の窓口などにおいて、十分な周知期間を設け町民への周知を図り、円滑に新料金体系に移行できるよう努めます。

## ■ (3) 施設管理・運営

---

人にかかる費用（コスト）と、物にかかる費用（コスト）の管理原価を圧縮することが使用料の低減につながるものと考え、経費の削減に努めます。

また、健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、町民それぞれの目的やライフステージに合わせてスポーツを楽しみ、スポーツを通じた世代間の交流を育むことで、心身の健康の保持・増進を図ることができるよう、多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実に努めます。そして、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツをしたいときに気軽に取り組めるよう、地域スポーツの推進に取り組みます。